



公共用水域及び地下水の水質について

水質汚濁に係る環境基準とは

環境基本法では水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めています。

河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域には、カドミウム、鉛などの重金属類、テトラクロロエチレンなどの揮発性有機化合物、農薬等について人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、全国一律の基準値が定められています。また、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準としては、水質の汚濁指標であるBOD、COD、全窒素、大腸菌群数などに加え、水生生物の保全のための基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール等について、利水目的等に応じてあてはめられた類型ごとに基準値が設定されています。

一方、地下水には健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のみが定められています。

要監視項目とは

健康の保護、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目が設定されています。公共用水域には、有機溶剤や農薬など人の健康の保護に係る項目と水生生物の保全に係る項目、地下水には健康の保護に係る項目について、指針値が定められています。

公共用水域及び地下水の水質の測定について

当センターでは、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するために、国及び関係市町と協議の上で定められた「公共用水域の水質の測定に関する計画」に基づき、6河川12地点、7海域28地点等の水質調査を実施しています。環境基準に加え、要監視項目（人の健康の保護に係る項目：クロロホルム、EPN、水生生物の保全に係る項目：フェノール、アニリン等全6項目）、クロロフィルa、栄養塩類なども定められた方法により測定しています。また、地下水についても「地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、県内各地の地下水の調査を行っています。

ICP/MSによる金属類の分析



揮発性有機化合物測定用 GC/MS



令和2年度に当センターが行った公共用水域及び新たな地下水汚染を発見すること等を目的に実施した地下水の概況調査では、人の健康の保護に係る全項目について、全ての地点で環境基準を達成していました。

環境基準の改正について（施行期日：令和4年4月1日）

令和3年10月7日、人の健康の保護に係る環境基準である六価クロムの基準値（現行0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に改正）と、生活環境の保全に関する環境基準について、大腸菌群数を削除し、新たに大腸菌数を追加する見直しが告示されました。大腸菌数の基準値は、現行の類型区分とその利用目的の適応性に基づき設定されます。